



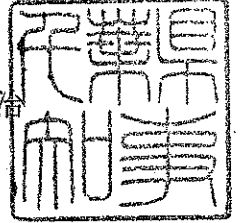
環 第 8 7 8 号

平成28年3月17日

新井総合施設株式会社

代表取締役 新井 隆太 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価
準備書に対する意見（通知）

平成27年7月28日付けで送付のあった標記準備書に対する意見について、千葉県
環境影響評価条例第21条第1項の規定により、別添のとおり通知します。

君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書 に対する意見（通知）

事業実施区域は、県立養老溪谷奥清澄自然公園、梅ヶ瀬溪谷自然環境保全地域及び大福山北部自然環境保全地域に近接する自然環境豊かな地域である。また、小櫃川支流御腹川の最上流部に位置し、御腹川は農業用水源として利用され、小櫃川は君津地域等の水道水源となっている。周辺地域では、簡易水道水源として地下水が利用されているほか、事業実施区域の北西方向に位置する久留里地区には、環境省が選定した平成の名水百選「生きた水・久留里」の自噴井戸群が存在する。

当該事業は、このような地域に管理型の産業廃棄物最終処分場を増設するもので、区域を40.2ヘクタール拡大して合計60.7ヘクタールとし、埋立地面積を8.5ヘクタール増設して合計17.3ヘクタール、埋立容量を210万立方メートル増設して合計410万立方メートルとするとともに、6.9ヘクタールの新たな覆土置場を設置する大規模な開発計画であり、浸出水処理水は御腹川に放流することとなっている。

また、上記自然環境保全地域に隣接する市道及び林道を、1日当たり最大で75台の廃棄物搬入車両に加え、工事中においては、1日当たり最大で150台もの工所用資材等運搬車両が走行する計画である。

既設の第Ⅰ埋立地では、過去に保有水が堰堤から越流する事故が発生している。

当該計画の準備書に対しては、環境の保全の見地から多数の意見が寄せられており、住民等の関心が高い事業である。

これらの状況から、当該事業の実施に当たっては、地域特性及び事業特性を十分踏まえ、事業による環境への影響をできる限り回避・低減するとともに、施設の維持管理に万全を期す必要がある。

ついては、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

記

1 事業計画にかかわる事項

- (1) 新たに設置する覆土置場及び第3防災調整池について、工事概要等を明らかにするとともに、御腹川源流部に生息・生育する生物への影響を検討した上で、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (2) 緑化計画について、地域個体群の遺伝子レベルでのかく乱が生じないように、可能な限り改変予定地に生育する個体や根株の移植及び現地の生育個体から得られた種子から育成した苗木の植栽を基本とし、周囲の植生と一体となった森林の復元に配慮すること。

(3) 浸出水処理施設からの排水水質の計画値について、その設定根拠を明らかにするとともに、放流先への影響をできる限り回避・低減するため、既存施設からの排水の管理計画値以下となるよう、更なる環境保全措置を検討すること。

2 水質にかかわる事項

浸出水処理水の排水による水稻の生育に対する影響について、予測に用いた御腹川の流量を年平均値としているが、渇水期における流量減少に伴う塩分濃度等の上昇も考慮した措置を講ずること。

3 水文環境にかかわる事項

作成した水文地質断面図等について、根拠とした文献を明らかにするとともに、事業実施区域周辺の飲料用井戸等の地下水位及び地下水質への影響について、水文地質及び地下水流動の観点からも予測、評価を行うこと。

4 悪臭にかかわる事項

ガス抜き管から漏出する悪臭の影響について、基準との整合の評価を定量的な予測結果を踏まえた内容に修正するとともに、高濃度発生時についても、定量的な予測を行うこと。

5 植物にかかわる事項

(1) 植物の分布状況には不確実性が伴うことから、事業の実施に当たっては、重要な種について、改めて現地での確認を行うこと。

また、確認された重要な種については、第Ⅱ期増設事業で行った移植の結果を参考にするとともに、専門家の意見等を踏まえて環境保全措置を講ずること。

(2) 第Ⅱ期増設事業の際に行われた重要な種の移植地が本事業の造成区域に近接していることから、当該移植地への本事業の影響を明らかにすること。

6 動物・生態系にかかわる事項

(1) 動物の分布状況には不確実性が伴うことから、事業の実施に当たっては、重要な種について、改めて現地での確認を行うこと。

(2) 事業実施区域内の植生の大部分を占めているコナラ群落とスダジイ群落の約半分が改変される一方、事業実施区域の周囲ではスギ・ヒノキ植林が卓越しているため、生息環境への影響が大きいと考えられることから、動物及び生態系の予測、評価を見直すこと。

7 陸水生物・生態系にかかわる事項

重要な種であるホトケドジョウについて、御腹川上流部の支流が最も重要な生息地点と考えられることから、土地改変による当該支流の消失により、その生息に重大な影響が生じるものと推測される。

そのため、陸水生物及び生態系の予測、評価を見直すとともに、ホトケドジョウの個体群が安定的に維持されるよう、必要な回避・低減措置を事業計画の変更も含めて検討し、可能な限りの環境保全措置を講ずること。

8 人と自然との触れ合いの活動の場にかかわる事項

工事用資材等運搬車両及び廃棄物搬入車両の走行に伴う環境影響について、新緑時期及び紅葉時期を含む土曜日の利用者数等の調査結果も踏まえて、予測、評価を行うこと。

9 廃棄物にかかわる事項

浸出水処理施設等建築工事で発生する廃棄物の種類別発生量を既存施設の実績等を基に見直すとともに、発生する廃棄物の大部分が最終処分される計画となっていることから、より一層の再生利用に努めること。

10 監視計画にかかわる事項

(1) 水質に係る供用後の調査期間について、既設の埋立地における実績を基に、浸出水の水質が最も悪化すると想定される期間を含めて設定すること。

(2) 水文環境に係る調査について、地下水モニタリング井戸の諸元及び選定理由を明らかにするとともに、本事業は地下水が涵養される最上流部で実施することから、あらかじめ想定可能な地下水保全対策を盛り込んだ計画とすること。

(3) 悪臭に係る供用後の調査について、夏季及び冬季ではなく、四季別に行うこと。

(4) 植物、動物及び陸水生物に係る供用後の調査期間について、第Ⅱ期増設事業の事後調査結果を踏まえて、適切な期間を設定すること。